

白昼、無差別に五人を殺害し、一〇人に重軽傷を負わせた事案について、結論の分かれた鑑定意見のうち心神耗弱等の意見を排斥するなどして被告人の完全責任能力を認め、死刑が言い渡された事例（山口地裁下関支部平成一四年九月二〇日判決、判時一八二四号一四〇頁）

中島 広樹

1 事案の概要と争点

2 判決内容

3 研究

4 本判決の評価

1 事案の概要と争点

被告人は、自己の将来に希望を失って、自棄的となり自殺を考えたが、そのような状態に陥ったのは両親や世の中のせいであるなどと考え、自己の鬱憤を晴らすため、無差別大量殺人を計画し、白昼、通行人や多数の乗降客が利用するJR下関駅付近の歩道上や同駅コンコース内に自動車を運転して進入したうえ、通行人に同車両を衝突させ、あるいは轢過し、さらにあらかじめ準備していた包丁を持って降車して駅構内やホーム上に立ち入り、列車を待つてい

た者たちに対して、所携の包丁で刺したり切り付けるなどして、無差別に五人を殺害し、一〇人に重軽傷を負わせた。

## 2 判決内容

本判決は、本件犯行は、妄想性障害（パラノイア）による被害妄想に基づくものであるとするF鑑定を排斥し、被告人の精神状態が神経性うつ病、反応性うつ病、人格障害であったと結論つけたH鑑定を採用する。

そして、そのうえで、被告人の病状に関して、「被告人は精神分裂病に罹患したり、妄想性障害の状態にあったものということはできず、強い性格的偏りを持った人格障害あるいは神経症であって、狭義の精神病の状態にはなかったものと認めるのが相当である」と判示した。

さらに、本判決は、いわゆる責任能力の総合的判断方法と呼ばれる手法を用いて、犯行当時の病状のみならず、犯行の動機、犯行計画、犯行態様、犯行後の行動、犯行前の睡眠薬の服用等の事実認定を行い、被告人の責任能力についての判断を導くのである。

まず、犯行の動機は、「世間が自分を冷遇してきたとする憤懣が一気に膨らみ、単に自殺するだけでなく、誰でもよいから卷込んで道連れに殺してやり、大量殺人をすれば、両親にショックを与えて思い知らせることができるし、この機会に社会にダメージを与えて世間に対する憤懣も一気に晴らしてやろうと考えたこと」であると認定して、このような心理状況から本件犯行を決意したことは、十分了解しうる、と判示した。

次いで、犯行計画・態様についても、「犯行を思いつくや、犯行目的達成のために、周到冷静かつ合理的な計画を立てて準備行為を行い、犯行時その計画に従った合目的な行動に出て」いるとして、被告人には本件犯行の準備

段階はもとより犯行時においても、自己の行動の意味を認識し、冷静に行動していた、と認めた。

そしてさらに、犯行後の行動に関して検討したうえで、「(犯行後の取調等において)犯行の動機や自己の行動を具体的にかつ詳細に記憶供述しており、記憶の欠落も殆ど認められず、……自己の犯行が許されないものであると認識している旨供述して」<sup>1)</sup> いることから、犯行当時も自己の行為の違法性を理解認識していたことが肯定される。

また、睡眠薬の服用は、本件犯行時の責任能力に何ら影響を与えていない、という判示も行っている。

以上の諸事実を鑑みて、結局「被告人は、本件犯行当時、いまだ事理の弁識能力もしくはこれに従って行動する能力が欠如した心神喪失状態、又は、これらの能力が著しく減弱した心神耗弱状態にはなかつたと認めるのが相当である」と結論づけられた。

### 3 研究

a 本件は、パラノイアによる被害妄想に基づく犯行である、という鑑定を退けて、神経症性うつ病、反応性うつ病、人格障害であるという鑑定を採用したうえで、総合的判断の結果、完全責任能力が肯定されている。

しかも、従来の裁判例では、パラノイアが肯定された事例では、一般に心神喪失ないし心神耗弱が認められる、という傾向が看取される。<sup>1)</sup>

すなわち、パラノイアによる被害妄想に基づく犯行である、と認められれば、少なくとも心神耗弱が認められる可能性のある事例であったといえよう。

したがって、本件がパラノイアの鑑定が提出されたにもかかわらず、それが否定されたことや、そのうえで、人格

障害等とする鑑定が採用されたことの当否が、従来の判例を検討することによって考察されるべきだと考えられる。

b まず、パラノイアを肯定した判例を個別的に検討してみることにする。

【判例① 昭和四九年一月一三日東京地裁判決（刑裁月報六卷一二号一二四八頁）】

被告人には、窃盗の罪によつて懲役三年に処せられた前科があるが、この裁判につき警察官・裁判官等が無実の自分を陥れたと信じて、再三にわたる再審請求をするなど、自己の無実を晴らすことを唯一の生き甲斐として生活していたところ、自己の居住するアパートの隣人である被害者に留守を頼んで外出したところ、自室にあった再審のための資金が盗難にあつたことから、被告人は、被害者を盗難の犯人と断定し、自己の無実主張を妨害するものとして激しい敵意を抱き、被害者を強く詰問するとともに、数回にわたり派出所に赴いて盗難の一件の解明を執拗に要求したものの、警察の対処もまた被告人の意に満たないため、被害者に対して、警察と結託して自己の無実主張を妨害する者として怒りと憎しみを集中させ、ついには同人に対して殺意を抱くに至り、被害者を刃物で突き刺して殺害した。

被告人の責任能力について、I鑑定は、「被告人は、妄想様曲解をなし易く場合によってはパラノイアといわれる段階にまで発展する傾向を有する性格異常者である。……本件犯行は、正常心理学的に了解可能である」と述べたが、裁判所は「鑑定その他の証拠を総合判断すると、被告人は」被害妄想と好訴妄想を中心とする強固な妄想体系を形成発展させ、本件当時においてはいわゆるパラノイア（妄想病）の状態にあり、被告人の本件犯行は……強固な妄想に支配された行為であつて、……行為の是非善悪を判断しその判断に従つて自らの行為を制御する能力を欠いていた」と認定して無罪を言い渡した。

本判例は、①パラノイアという鑑定を肯定し、②それによる強固な妄想に支配された犯行であることを認め、③総合的判断により、心神喪失としたものであり、鑑定人は、了解可能な事例と解し、完全責任能力を認めうるような鑑

定を提出しているにもかかわらず、裁判所は一步踏み込んで、むしろ「強固な妄想に支配された犯行」として無罪に導いた点に特色があるほか、パラノイアの場合、「強固な妄想に支配された犯行」であるか否かを責任能力判断の中心にすえた点で重要であるといえる。

また、本判例は、パラノイアの存在を認定するにあたり、「説得されても何ら反省顧慮することがないばかりか逆に自分の妄想を強固なものにする」という点を指摘しているのが注目される。

【判例② 昭和五六年六月二日東京高裁判決（高検速報二五一七号）】

被告人は、妻の不貞を疑い、その情交関係の相手方と考えた被害者を殺害した。

被告人の責任能力について、裁判所は、本件犯行当時被告人は、パラノイアの病態にあつたことを認めたくえで、総合的判断により、「本件犯行がパラノイアの病態に基づくため、その動機において嫉妬妄想・被害妄想による不自然・不合理性が著しく、その点からして事の是非善悪に関する判断力・抑制力が強く障害されていたもの」と認められたが、逃走したり自首を考えたりしたという、被告人の犯行後の態度や罪の意識や反省が存するという公判廷における被告人の供述に徴すると、「本件犯行当時、全く妄想に支配され、社会倫理的規範を理解できず、その遵守につき自己の行動を抑制することが不能な状態だつたとは認められない」として、心神耗弱と結論づけた。

本判例は、①精神鑑定の存否・内容が不明確であるがパラノイアを肯定し、②全く妄想に支配されて、行動抑制が不可能であつたとまでは認められないと判示し、③総合的判断により心神耗弱としたものであり、妄想による判断力・抑制力の障害を肯定しつつも、行為後の事情に鑑みて、妄想の支配力の強固性・完全性を否定した点に特色があるといえよう。判例①との比較において、妄想による支配の強固さの存否が、心神喪失と心神耗弱を分かつメルクマールと解される。

【判例③】 昭和五十七年七月二〇日東京地裁判決（判例タイムズ五二四号二八三頁）

被告人は、大学中退後、転職をくり返した後、防务業に携わり、被害者と見合い結婚しおむね平穏な家庭生活を送っていたが、事件の数年前から被害者の浮気を疑いはじめ、嫉妬心からられて煩悶していたが、某日、思い余って被害者の就寝中に自己および被害者の居住する木造家屋に放火して、被害者を殺害しようと企て、屋内にガソリンをふりまき、点火したうえ、就寝中の被害者に対して出刃包丁で数回切りつけたものの、隣人に発見消火され、被害者も屋外に逃れ出たため放火・殺人の目的を遂げなかった。

被告人の責任能力について、裁判所は、H鑑定およびT鑑定ほか諸事実を総合したうえ「被告人はパラノイア（妄想病）の状態にあつたものであること、本件犯行はその症状である嫉妬妄想に基づき行われたものであることが認められる。（したがって）被告人は本件犯行当時行為の是非善悪を弁識し、その弁識に従って行動する能力を欠いてたと認めるのが相当である」として心神喪失を認めた。

本判例は、①精神鑑定の内容が不明確であるがパラノイアを肯定し、②その症状である強固な嫉妬妄想に基づき本件犯行が行われたものと認め、③総合的判斷により心神喪失としたものであり、パラノイアかどうか、その症状たる妄想は強固かどうか、という点については、従来の判斷基準に沿った判決であるといえよう。

また、本判例は、責任能力に影響を与える嫉妬妄想の存在の認定にあたり、嫉妬の原因となつた被害者の浮気についての疑惑が「根拠ともならない」ことに基づいていたかどうかを基準にしている点が注目される。

【判例④】 昭和五十七年一月二二日東京高裁判決（高検速報二五一七号）

被告人は、大学中退後、看護婦をしていた被害者と知り合い、結婚し一〇年余り平穏な生活を送っていたが、某日、アレルギー体質の被害者の身体に生じた搔痕をいわゆるキスマークであると邪推したことから、妻の浮気を疑うようになり、それが原因で以後三年程にわたり、しばしば暴力を振るうなどしたため、被害者が離婚を口にするにいたって、被告人は被害者とともに家庭裁判所の家事相談に赴いたところ、係員から夫婦関係を回復するように説諭され、一旦は得心したものの、結局嫉妬から妻を殺害しようとして未遂に終わった。

被告人の責任能力について、裁判所は日鑑定ほか諸事実を総合して、「被告人は、広義のパラノイア（嫉妬妄想を主徴としたパラノイア）の状態にあつたものと認められるが、……被害者に言われると精神科の受診や家庭裁判所の相談にも出かけたりするなど・理性による行為抑制の能力が残されていたものといえよう」として心神耗弱と結論づけた。

本判例は、①精神鑑定の内容が不明確であるものの、パラノイアを肯定したが、②妄想は頑固に固定されてゆるぎないというほどのものでもなく、③総合的判断により心神耗弱としたものであり、パラノイアかどうか、その症状たる妄想は強固かどうか、という点については、判例③と同様に従来の判断基準に沿った判決であるといえよう。

また、本判例は、「嫉妬妄想を抱く根拠も全く理解できないわけではなく」と述べており、嫉妬を裏付ける「特段の根拠」の存否を「妄想の支配力」の強弱を判断する基準としている点が注目される。

【判例⑤ 平成元年六月二八日大阪地裁判決（判例タイムズ七三〇号二五〇頁）】

被告人は、大学中退後、某不動産会社に勤務していたが、自己の居住する共同住宅の隣室（被害者居住）から寝ている間にもドンドンという音がするので、被害者に対して苦情を言ったが、被害者に無視されていると思い込み、口

で言ってもわからなければ、ドライバーを持っていつて脅かそうと思い、隣室の鍵を壊して同室に侵入し、被害者に怒鳴りながら抗議したが、同人が取り合わなかったことに激昂し、同人の腹部を所携のドライバーで二回突き刺し、傷害を負わせた。

被告人の責任能力について、裁判所はY鑑定その他の諸事実を総合して「被告人は、パラノイアの状態にあったものであり、本件犯行はその症状である被害妄想（しかも相当重度の）に基づき行われたもので、……騒音が幻覚ではないという被告人の認識を訂正させることはできないのであって、……被害妄想に基づく幻覚症状下においては正常な判断能力及び行動制御能力を欠いていたと言わざるを得ない。結局、被告人は、本件犯行当時行為の是非善悪を弁識し、その弁識に従って行動する能力を欠いていたと認めるのが相当である」と結論づけた。

本判例は、①精神鑑定の内容が顕著な誇大妄想と被害妄想は認めつつも、必ずしもパラノイアを明言していないがパラノイアを肯定し、②その症状である強固な妄想に基づいて本件犯行は行われ、③総合的判断により心神喪失を認めたものであり、「妄想の支配」の強弱という明示的形式的表現はなく、端的に妄想が強固であったかどうかを問題にしている点に特色があるといえるが、実質的には従来の判断基準に沿った判決であるといえよう。

【判例⑥】平成六年五月一〇日神戸地裁判決（判例時報一五一五号一七二頁）

被告人は、自室の上階に住む被害者らが、被告人を眠らせないように夜中にわざと物音を立てたり、被告人の不在中に自室に侵入して盗みや嫌がらせをしているものと思ひ込んで憤懣を抱いていたところ、犯行当日、被害者が被告人方を通りすぎるのを見て、同人が冷やかしかしに来て嘲笑したと思ひ、同人を牛刀およびドライバーで突き刺すなどして殺害するとともに、これを止めようとした第三者を突き倒す等して傷害を負わせた。



被告人の責任能力について裁判所は、M鑑定・S鑑定を受けて「被告人が、被害妄想ないし迫害妄想または関係妄想を發展させていたとする点で両鑑定は一致している。犯行当時、被告人は上記の妄想に直接支配されていたと認めるのが相当である。(このため)被告人は上記の犯行に關し事の理非善悪を弁識し、これに従って行動する能力を欠如していた」として心神喪失状態にあったと結論づけた。

本判例は、①二つの鑑定のうち、一方がパラノイアを肯定し、他方はパラノイアと診断していないものの、両者ともに被告人が被害妄想ないし迫害妄想または関係妄想を發展させたことを認めた点を受けて、②被告人が犯行当時、その妄想に直接支配されていたかどうかを検討して、これを肯定し、③被告人が心神喪失であったことを認めたものであり、パラノイアであったがどうかについて明言せず、妄想の強弱にウェイトを起きつつ、「妄想に直接支配されていたか」という表現を用いて責任能力の判断を行っている点に特色があるが、基本的には従来の基準と同じと解される。

b 次に、パラノイアが否定された判例を個別的に検討してみることにする。

【判例⑦ 昭和五九年一二月四日高松高裁判決(判例タイムズ五四五号三〇五頁)】

被告人は、精神分裂病と診断され、勤務先の建設省を退職し、実家に戻って家業を手伝うこととなったが、近隣の住人から変わり者扱いにされ、人間関係も希薄になってゆき、被告人としては近隣者が自分に対して蔑視のないし疎遠な態度で接し続けたことが自分を極度に非社会的・内向的にさせた原因であると考えて、彼らに対する憎しみを募らせ、彼らを皆殺しにしたうえで自分の一生を清算しようと、犯行の一年以上前から計画・準備を行い、某日夜間、おりからの風雨に乗じて近隣の家を襲い、六名を射殺し、三名に重傷を負わせたものである。

被告人の生物学的要素につき、裁判所は「裁判所としては、被告人の責任能力を判定するにあたり、いずれの医学的見解を採用すべきかの判断が必ずしも不可欠であるとは解しない」としつつ、Y・I・Fの三鑑定が被告人に精神分裂性の人格変化を認めていること、そして、Y鑑定がパラノイアに現れないと思える症状を認めていることなどの諸点を考慮して、本件犯行時の精神状態としては精神分裂病(単一型または妄想型)の診断を採用するのが相当であると解する、と判示して、パラノイアと診断していたA・Hの二鑑定を斥け、被告人の責任能力については「本件犯行は、被害・迫害妄想に起因するものではあるが、完全に妄想に支配されていたとまではみられず、なお不完全ながらも正常な精神状態の残された分野における行為であつたと解されるのであり、被告人は、その当時、自己の行為の規範の意味を理解し、その理解に従って自己の行動を制御する能力が著しく減弱した状態であつたと認められる」として心神耗弱を認めた。

本判例は、①精神分裂病とパラノイアに二分された複数の精神鑑定のうち、パラノイアに現れない症状の存在、という客観的事実とパラノイアという鑑定結果との不一致に鑑みて、精神分裂病の診断を採用し、②被告人の社会生活の外見的正常性や犯行時に犯行を思い止まろうとする気持ちが存在していたこと等に鑑みて、被告人が妄想に完全に支配されていたとまではみられないと解したうえ、③被告人が心神耗弱であつたことを認めたものである。

本判例では、生物学的要素の判断にあたって、精神分裂病かパラノイアかと医学的病名診断に拘泥せず、むしろ妄想という症状そのものに着眼しているフシが看取される点が注目されるほか、責任能力の判断に関しては、「完全に妄想に支配されていたか」というメルクマールが用いられている点で、パラノイアと結果的に変わらない判断手法が取られていることが窺える。

【判例⑧】平成四年一〇月二九日大阪高裁判決（判例時報一五〇八号一七〇頁）

被告人は、スーパールの一部を借りて合鍵作りや靴・傘の修理などの仕事をしていたが当該スーパーが改装されることとなり、新装開店後の入居については、新しいテナント契約を締結したものの、その契約書には改装開店後、被告人の店が入居できると保証する条項がどこにも入っていないことに気づき、改装後の再入店の可能性について次第に不安を募らせ、周囲の種々の言動についても被害妄想的な不信感を高じさせていった。

そして、某日深夜、このような状態に陥っていた被告人が、たまたま眠れないまま、書類を点検するうち、確定申告が書き換えられている等と錯覚し、これによつて妻に裏切られたと信じるに至つた。

そこで、被告人は妻を問い詰めたが誠意ある返答が得られなかつたため、憤激して、その前頸部を刺し身包丁で一度突き刺し、さらに右腕を首に巻き付け締めつけて、出血と窒息により死亡させた。

被告人の生物学的要素につき、一審判決は、被告人は「妄想性障害」と判断したが、控訴審判決である本判例では、裁判所は、「性格反応性のパラノイアあるいは心因反応としての妄想反応」としたL鑑定を斥け、「妄想型精神分裂病」と診断したJ鑑定を採用した。

パラノイアの鑑定が排斥された理由は、J鑑定の信用性判断において、新たな資料の付加ないし綿密具体的かつより深い考察が認められたからだと解される<sup>③</sup>。

本判例は、①精神分裂病とパラノイアに二分された複数の精神鑑定のうち、後者に比べて、綿密具体的で深い考察に基づく前者を採用したうえ、②妄想体系化のプロセスを詳細に説示しつつ、被告人の犯行は、完全に妄想に支配されたものであることを認め、③心神喪失を結論付けたのであるが、その基本的考え方は、判例⑦と同じであるといつてよい。さらに、積極的にパラノイアであることを否定するというよりも、積極的に精神分裂病であることを肯定す

るというアプローチを採用している点でも共通している。

【判例⑨ 平成四年一〇月二九日大阪高裁判決（判例時報一五〇八号一七〇頁）】

被告人は、被害者Aが妻と長年浮気をしたうえ、家出をさせるなどしたと思い込み、その恨みを晴らすためAの首を締めて窒息死させ、その後、妻との離婚が決定的となったところ、家庭を崩壊させた浮気相手の一人が被害者Bであると邪推し、A殺害の約三年後に、共犯者とともに、夜間B宅を襲撃し、Bおよびその妻Cを刃物で突き刺して殺害し、Bの息子Dを殴打するなどして傷害を負わせ、さらにB宅に放火した。

被告人の生物学的要素について、N鑑定はパラノイアを認め、F鑑定はパラノイアを否定して、脳の器質的異常を指摘したが、裁判所は、F鑑定は、脳の気質的異常と人格変化の因果関係が明らかでないとして排斥し、N鑑定についても鑑定人の指摘する妄想知覚等について疑問があること、パラノイアの妄想は訂正不可能なものであるのに、被告人の嫉妬妄想の核心となっている妄想（Aが被告人の妻を囲っている）について被告人は訂正していることに徴すると疑問である、として斥けた。

そして、両鑑定ともに嫉妬妄想の存在を認めているのだから、嫉妬妄想の存在を前提としたりうえで、本件犯行の動機、態様、前後の事情をあわせて責任能力の判断を行うのである。

まず、妄想による支配の程度は、核心部分についての訂正があること等からみて、妄想が強固で揺るぎ難く、被告人の世界観全体を支配しているとまではいえない、と判示している。

次に、動機については了解可能とし、また犯行態様は、自己の行為が許されないものであることを認識し、行動を制御していたものと指摘し、犯行後の行動から、被告人は自己の犯行が許されないものと理解しながら、あえて犯行

に及んだものと認め、結論的に心神喪失はもちろん心神耗弱すら否定したのである。

本判例は、従来の判例に比べて以下の様な特色を有する。

- ① パラノイアの存在を否定しながら、より謙抑的判断に結びつきやすい精神分裂病等を肯定するものでもないこと。
- ② パラノイアの存在を否定しながら、パラノイアの症状状と考えられてきた妄想についてのみ取り上げ、その支配性の強さを検討していること。

③ 妄想の存在を認めつつ、総合判断を行いながら、結局心神耗弱すら認めなかったこと。

①の点については、本件では精神分裂病の主張がなかったのだから、当然といえば当然なのであるが、判例⑦および⑧が、積極的にパラノイアを否定するものではなかったことからみて、直接積極的にパラノイアを否定した公判物登載判例では、はじめての事例と解される。そして、その主たる理由は、訂正不能のはずの妄想の核心部分について訂正が認められる、という点にあると考えられるが、判例⑤では、逆に訂正不能の妄想だから心神喪失をもたらす、という論調であった。同じメルクマールが処罰方向で用いられている観がある。

②については、具体的病名を重視せず、とりあえず妄想のみを責任能力判断の俎上に乗せるという手法は、判例⑦ですでに示唆され、判例⑥でも採用されていたので、異とするに足りないかもしれないが、妄想によって支配される対象を世界観全体と具体化したのは、責任能力に影響を与えうる妄想の程度をより高度化して、妄想が存在しても心神耗弱とすらされない事例が多くなるのではないかと危惧される。

すなわち、犯行や行為が妄想に支配されていたかどうか、という思考方法を判例①や③は採用していたのだが、これは、責任能力を行為責任的に捉えるものであり、本判例のような世界観全体との関連で妄想の支配力の強弱を考へる方向は、行為者責任的な発想であり、犯罪として問われている当該行為において妄想が強度であっても、人格全般

の崩壊がなければ責任阻却や軽減を認めないという謙抑的とはいえない性質の議論に親しみやすいのではなからうか。

③は、これまでの判例が、妄想が認められた場合、完全に犯行が当該妄想の支配をうけていなかったとしても、少なくとも心神耗弱を認めてきたことと比較すると、特異な判例という印象を受ける。

すなわち、従来の判例は、パラノイアを特色付ける妄想が認められて、パラノイアが肯定されるのが通常であるから、パラノイアが認められれば、妄想の存在が必然的に導かれ、ただ、妄想には起因するものの「強固な妄想に支配された行為」「強度の妄想に基づく犯行」に至っていないなければ心神耗弱にする、という手法だったように思われる。

しかし、本事例では、まず、パラノイアという鑑定を排斥し、しかも責任能力への影響力を弱めるような仕方であるのみを取り上げて、総合的判断の過程のなかで妄想のもつ責任阻却・軽減への機能が完全に停止させられる、という従来の判例になかった手法が取られているように思われる。本件の具体的事実認定という個別的問題にすぎないかどうかは、なお判例の集積と動向を見極める必要があるだろう。

#### 4 本判決の評価

本判決は、パラノイアを主張するF鑑定と神経症性うつ病、反応性うつ病、人格障害と結論づけたH鑑定のうち後者を採用したうえで総合判断を経て完全責任能力を認めたものであった。

パラノイアが否定されたのは、被告人が自己の思い込みを自覚しており訂正不能な確信を抱いていたとするには不自然な事実があるなど、他の客観的事実と一致しない点が多く認定されたためであり、他方、H鑑定は他の鑑定意見

も採り入れ、大学時代からの被告人の治療経過を検討しているほか、他の証人の供述に照らして理解納得できると評されたためである。

本判決は、判例⑨にも現れた「訂正不能な観念を揺るぎない確信として有していたか」という観点から、パラノイアないしその症状たる妄想が否定され完全責任能力が認められた事例判例であるが、今後、パラノイアの主張される事例において、「訂正不能な観念を揺るぎない確信として有していた」と認められるためには、被告人の妄想の構築過程をどの程度詳細かつ明確に論証する必要があるのか、問われることとならざるを得ないと思われる。

【注】

- (1) 島田仁郎「心神喪失・心神耗弱」大塚仁Ⅱ河上和雄Ⅱ佐藤文哉(編)『大コンメンタール刑法』【第二版】第三卷(平成二一年)三八八頁。パラノイア・妄想については、福島章『精神鑑定』(昭和六〇年)一一二六頁以下参照。
- (2) 鑑定結果の採否判断の基準に関しては、稲田輝明「刑事鑑定の諸問題」石原一彦Ⅱ佐々木史朗Ⅱ西原春夫Ⅱ松尾浩也(編)『現代刑罰法大系第六卷』(昭和五七年)一一八頁、高橋省吾「精神鑑定と刑事責任能力」小林充Ⅱ香城敏磨(編)『刑事事実認定(上)』(平成四年)四四八頁以下。
- (3) 福井地判昭和四九年二月一九日判時七八四号一二七頁、大阪地判昭和四三年七月一七日下午刑集一〇巻七号七六七頁等参照。